

特定国内種事業について

政令で定める特定第一種国内希少野生動植物種※の譲渡し等を行う事業者

※商業的繁殖が可能である等の条件を満たすものとして指定された次の67種の植物及び動物
(政令別表第3に掲載。本紙では五十音順に記載)

【植物】

アソサイシン	キタダケキンポウゲ	ハツシマラン
アツモリソウ	キタダケソウ	ハナカズラ
アマギテンナンショウ	キバナシュスラン	ハナシノブ
アマミデンド	キバナノツキヌキホトギス	ハナナズナ
イシガキスミレ	キリギソウ	ヒナカンアオイ
イシツチテンナンショウ	クロカミシライソウ	ヒュウガヒロハテンナンショウ
イナヒロハテンナンショウ	コモチナナバケシダ	ヒュウガホシクサ
ウスギワニグチソウ	サガミジョウロウホトギス	フクエジマカンアオイ
ウロコキシノブ	サツマアオイ	ホウライムラサキ
エンレイショウキラン	シシキカンアオイ(シジキカンアオイ)	ホザキヒメラン
オオギミラン	ジュロウカンアオイ	ホシザキカンアオイ
オガタテンナンショウ(ツクシテンナンショウ)	シリベシナズナ	ホテイアツモリ
オキナワスミレ	スルガジョウロウホトギス	ホロテンナンショウ
オキナワセッコク	セツピコテンナンショウ	ムラサキカラマツ
オキナワテンナンショウ	タデスミレ	モノドラカンアオイ
オドリコテンナンショウ	タカネマンテマ	ヤエヤマカンアオイ
オナガサイシン	タマボウキ	ヤクシマヒゴタイ(ヤクシマトウヒレン)
オニコナスビ	ツシマヒョウタンボク	ヤクシマフウロ
カイコバイモ	トクノシマテンナンショウ	ヤクシマリンドウ
カラフトグワイ	ナギヒロハテンナンショウ	ヤシヤイノデ
カンダヒメラン	ナンパンカモメラン	ヤツガタケキンポウゲ
	ハカマウラボシ	ヨナクニイソノギク
		レブンアツモリソウ

【動物】

ゼニタナゴ

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)により、環境大臣及び農林水産大臣への 事前の届出が義務付けられています！(第30条)

届出事項:事業者の氏名、業務のための施設の所在地 等

* 誰が対象となるの？

特定第一種国内希少野生動植物種(上記表に掲げるもの)の個体等の譲渡し等を伴う事業を行う場合は、環境大臣及び農林水産大臣に、特定国内種事業の届出を行う必要があります。

* どうやって届出すればいいの？

まずは、お住いの地域を所管している地方環境事務所にお問い合わせください(裏面も参照)。

* 届出さえすればいい？

特定国内種事業の届出をして当該事業を行う者が特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の陳列又は広告(インターネット上での広告を含む)をする場合は、届出番号や事業者名、対象とする特定第一種国内希少野生動植物種を表示する義務があります。なお、植物と動物で届出番号が別となりますので、表示の際にご注意願います。その他にも遵守事項がございますので、裏面をご確認ください。

「種の保存法」による取引規制等の概要（詳細は環境省ホームページ等を参照してください。）

環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/species/trade/domestic/index.html>

※以下、種の保存法を「法」と記載

- 国内希少野生動植物種に指定されている種については、販売・頒布目的の陳列と、譲渡し等（あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる）は原則として禁止されています（法第12条、第17条）。
- 陳列・譲渡し等の禁止の対象となるのは、個体（生死は問わない。一部の卵・種子を含む）・器官・加工品です。
- また、捕獲等（捕獲、採取、殺傷、損傷）についても原則として禁止されています（法第9条）。
- 違反した場合は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科（法人は1億円以下の罰金）が課されます。

特定国内種事業を行う事業者の義務（違反した場合は罰則の適用もあります。）

①特定国内種事業の届出（法第30条）

環境省の地方環境事務所等と事前調整の上、ご提出ください。

動物の場合には環境省、植物の場合には農林水産省から届出番号が通知されます。

また、特定国内種事業の届出をした後、届出事項に変更があったり、事業を廃止した場合は、その日から起算して30日以内に別途届出をする必要があります。

②陳列又は広告の表示義務（法第31条第3項、国内種省令第8、9条）

特定国内種事業の届出をして当該事業を行うものが特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の陳列又は広告（インターネット上での広告を含む）をする場合は、届出番号や届出者の氏名又は名称及び住所（法人の場合はその代表者の氏名）、対象とする特定第一種国内希少野生動植物種を表示する義務があります。

③入手先等の確認（法第31条第1項）

個体等の譲受け又は引取りの際には、譲渡人又は引渡人の氏名及び住所等を確認し、個体等の入手先等を聴取しなければなりません。

④仕入れ記録（記載台帳）の記載と保存（法第31条第2項、国内種省令第6条）

②で聴取した内容（個体等の譲渡し等に係る事項）を記載し、これを5年間保存しなければなりません。

また、農林水産大臣及び環境大臣の求めにより、記載台帳をご提出いただく場合があります（⑤参照）。

⑤報告徴収及び立入検査の受入れ（法第33条）

農林水産省及び環境省が特定国内種事業に関し報告を求めたり、施設への立入りや書類等の検査を行う場合があります。環境大臣及び農林水産大臣は、特定国内種事業者が遵守事項に違反した場合において、必要があると認めるときは、必要な事項について指示をすることができます。（法第32条第1項）

（罰則）

届出違反の場合：50万円以下の罰金（法第62条）

法第33条の報告徴収及び立入検査を拒み、又は虚偽の報告等をした場合：30万円以下の罰金（法第63条第7項）

問合せ先

農林水産省 農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室 ★植物に係る届出事業者名簿について

住 所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話番号 03-6738-6162

環 境 省 自然環境局 野生生物課

★動物に係る届出事業者名簿について

住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話番号 03-3581-3351（代表）

（事業所所在地を管轄する下記の地方環境事務所等野生生物課）

北海道地方環境事務所 TEL 011-299-1954

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎

釧路自然環境事務所 TEL 0154-32-7500

〒085-8639 北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎

東北地方環境事務所 TEL 022-722-2876

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎

関東地方環境事務所 TEL 048-600-0817

〒330-6018 埼玉県さいたま市新都区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館

信越自然環境事務所 TEL 026-231-6570

〒380-0846 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎

中部地方環境事務所 TEL 052-955-2139

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

近畿地方環境事務所 TEL 06-6881-6505

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号桜ノ宮合同庁舎

中国四国地方環境事務所 TEL 086-223-1561

〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎

九州地方環境事務所 TEL 096-322-2413

〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎

沖縄奄美自然環境事務所 TEL 098-836-6400

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎

★届出の提出等その他について

北海道道東地方以外

北海道道東地方

（網走・釧路・根室支庁の区域等）

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、
東京、神奈川、新潟、山梨、静岡

富山、長野

石川、福井、岐阜、愛知、三重

滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、
和歌山

鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、
香川、愛媛、高知

福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎
鹿児島（奄美市、大島郡を除く）

鹿児島（奄美市、大島郡）、沖縄